

## 第7節 無償資金協力

### 1 事業の概要

#### 1. 事業の目的等

開発途上地域の開発を主たる目的として、同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、必要な生産物および役務を購入する。

#### 2. サブ・スキームの見直し

日本の無償資金協力は、1968年に食糧援助を開始して以来、徐々にサブ・スキームを増やし、2013年のピーク時には17のサブ・スキームにまで拡大した。これは、それぞれの時代で重視されるテーマをサブ・スキームという形で、当該テーマにおける案件実施を確保する上で一定の効果を持っていた。

しかし、サブ・スキームごとの実施手続が複雑化され、機動的なODAを実施する際の制約要因ともなり、相手国との関係でも手続の複雑化を引き起こしていた。そして、2013年秋の行政事業レビューでは、無償資金協力のPDCAを強化する観点から、「サブ・スキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要」との提言を受け、その対応が求められてきた。

これらを踏まえ、無償資金協力のサブ・スキームを抜本的に見直し、無償資金協力の柔軟な実施を確保するため、2015年度からはサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし、水産無償、食糧援助、文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、すでに一種のブランド名として通用している場合もあるため、これまでの名称を便宜的に通称として用いることとしている。

#### 3. 事業の仕組み

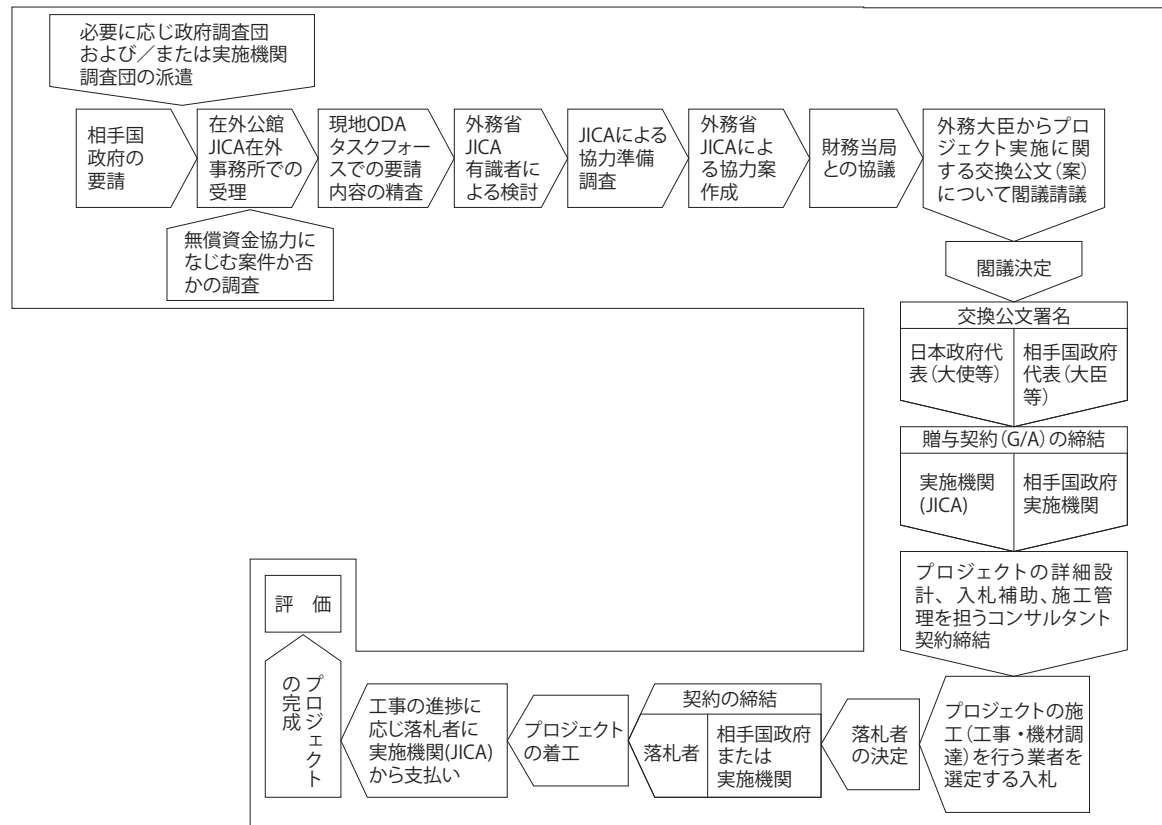
主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。

外務省は、その要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件のうち、詳細な設計や積算を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの（文化無償および水産無償を含む）については、JICAによる事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する（施設・機材等調達方式）。

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結した後、これに基づきJICAが被援助国政府（機関）との間で贈与契約（G/A）に署名する。その後、被援助国政府（機関）は、日本のコンサルタントおよび請負・調達業者との間で契約を結び、詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な生産物および役務を調達する。

在外公館およびJICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要がある案件（緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および食糧援助を含む）は、外務省が、交換公文（E/N）締結または贈与契約（G/C）締結までに必要とされる業務を行い、被援助国における物資・役務の調達に関しては、案件により各種機関・団体により様々な方法で行われる。これらの機関・団体の例としては、被援助国政府等に代わる調達代理機関（調達代理方式）、国際機関等（国際機関連携方式）、非営利団体（NGO等）が挙げられる。



(注) 上記はJICA実施分に関するもの

## 4. より詳細な情報

これまでの無償資金協力案件（草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力、緊急無償資金協力を含む）：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>